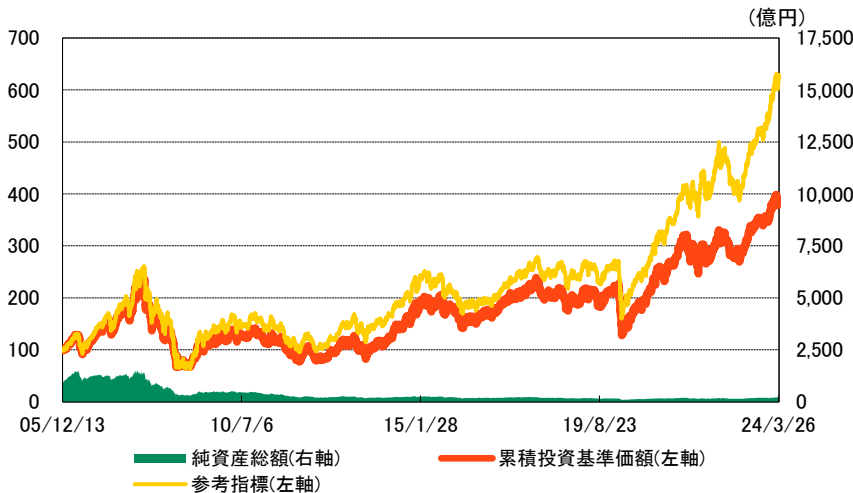


ブラックロック・インド株ファンド

追加型投信／海外／株式

累積投資基準価額および純資産総額の推移



※ 累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※ 累積投資基準価額、参考指標は、設定時を100とした指数値を使用しています。

※ 累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

※ 参考指標は、MSCI India 10-40 Index (円換算ベース)です。2021年11月25日に、当ファンドの参考指標を「MSCI Daily TR Gross Emerging Markets India (円ベース)」より「MSCI India 10-40 Index (円換算ベース)」に変更しました。このため、参考指標のデータは、設定時から2021年11月24日までの期間は「MSCI Daily TR Gross Emerging Markets India (円ベース)」の指数値に基づき、2021年11月25日以降については「MSCI India 10-40 Index (円換算ベース)」の指数値に基づき記載しております。

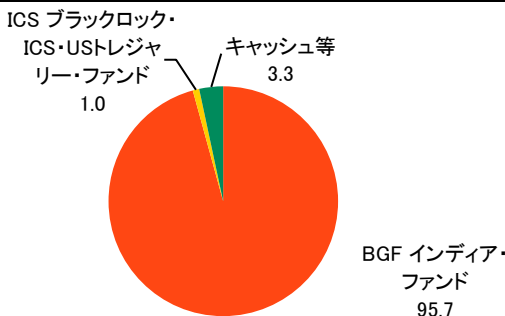
ファンドのパフォーマンス (%)

	1か月	3か月	6か月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	-1.03	8.66	11.42	39.98	51.80	82.65	289.60
参考指標	1.75	13.18	21.22	58.07	94.36	137.45	529.07

※ ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものととして算出した累積投資基準価額により計算しています。

※ 参考指標は、MSCI India 10-40 Index (円換算ベース)です。2021年11月25日に、当ファンドの参考指標を「MSCI Daily TR Gross Emerging Markets India (円ベース)」より「MSCI India 10-40 Index (円換算ベース)」に変更しました。このため、参考指標のデータは、設定時から2021年11月24日までの期間は「MSCI Daily TR Gross Emerging Markets India (円ベース)」の指数値に基づき、2021年11月25日以降については「MSCI India 10-40 Index (円換算ベース)」の指数値に基づき記載しております。

資産構成比率 (%) *



* 比率は対純資産総額。比率(%)の数字は四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

ファンドデータ

基準価額	13,216 円
純資産総額	204.56億円
ファンド設定日	2005年12月13日

税引前分配金

分配金	累計額	14,200円
第16期	2021年12月10日	2,000 円
第17期	2022年12月12日	1,500 円
第18期	2023年12月11日	1,500 円

※ MSCI India 10-40 IndexおよびMSCI Daily TR Gross Emerging Markets Indiaに関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

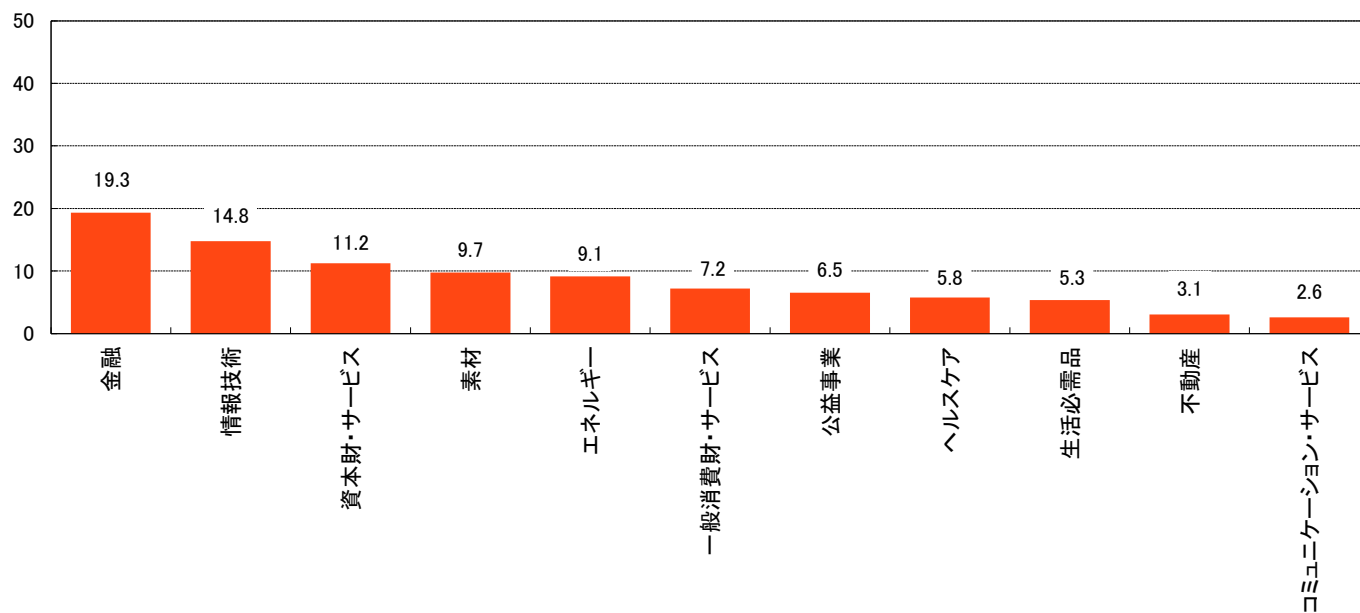
(お知らせ)

当ファンドは、投資信託約款の変更を行い、2021年11月25日より「BGF インディア・ファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式による運用に変更しました。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見直し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

BGF インディア・ファンド

業種別比率 (%)



※比率は対純資産総額。業種は原則として世界産業分類基準(GICS)のセクターによる分類。

組入上位10銘柄 (%)

銘柄名		業種	銘柄数: 43 比率
1	INFOSYS LTD	情報技術	7.2
2	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	6.8
3	TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	情報技術	5.1
4	AXIS BANK LTD	金融	4.3
5	ICICI BANK LTD	金融	4.1
6	MAHINDRA AND MAHINDRA LTD	一般消費財・サービス	3.7
7	ULTRATECH CEMENT LTD	素材	3.5
8	LARSEN AND TOUBRO LTD	資本財・サービス	3.1
9	NTPC LTD	公益事業	2.9
10	ADITYA BIRLA CAPITAL LTD	金融	2.7

※比率は対純資産総額。業種は原則として世界産業分類基準(GICS)のセクターによる分類。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

運用担当者のコメント

1. 市場環境

当月、インド株式市場は前月比上昇しました。セクター別では、一般消費財、資本財、金融セクターが上昇する一方、不動産セクターはやや反落し、情報技術セクターは3月後半に市場センチメントが後退したことから調整しました。3月、インド株式市場には海外投資家から大きな資金流入がありました。4月に総選挙が実施されることから、株式市場は不安定な動きが幾分予想されますが、下落トレンドの始まりであるとは考えていません。2月のヘッドラインCPIは2か月連続で対前月比0.5%上昇(季節調整後)となり、対前年比では引き続き5.1%上昇となりました。インド準備銀行(RBI)は4月の会合では現状を維持し、最初の利下げは早くとも8月の会合時になるものと思われます。

2. 運用経過

パフォーマンス要因については、セクター・レベルではエネルギー・セクターの銘柄選択、素材セクターの組入高位がプラス寄与となりました。金融セクターの組入低位と銘柄選択、情報技術セクターの組入高位と銘柄選択がマイナスに寄与しました。個別銘柄ではインド最大の航空会社インディゴの親会社であるインターグローブ・アビエーションの組入高位がプラス寄与となりました。同社株は、5四半期連続の利益成長及び国内線及び国際線の路線拡大計画の発表という好材料を受けて、株価は上昇しました。インドのITサービス企業インフォシスの組入高位がマイナス寄与となりました。IT大手のアクセンチュアが弱気な予想を示したことがきっかけとなりIT株は下落、同社株も調整しました。インド最大の航空会社インディゴの親会社であるインターグローブ・アビエーションを新たに組み入れました。同社は寡占業界においてコストの優位性等様々なポジティブ要因を享受しています。SUV分野において予想以上の利益成長が期待できる自動車会社マヒンドラ・アンド・マヒンドラのポジションを引き上げました。インドの民間病院ネットワークを運営するフォルティス・ヘルスケアを全売却しました。最高裁判所の中央政府に対する医療費の見直し及び標準化の命令を受け、短期的な株価への潜在的影響を警戒し、利益確保のため売却を行い、ファンド全体における病院関連の保有比率を引き下げました。HDFCバンクの保有を削減し、インダスインド・バンクのような他の銀行への入替を実施しました。

3. 市場の見通しおよび今後の運用方針

2023年に入った時点で慎重に見ていた多くのデータ(国際収支赤字、脆弱な金融政策、アダニ問題の波及など)は大きく改善しました。また、2023年の間に、2つのポジティブなトレンドが生まれています。一つ目は、インドの化学・工業生産事業の加速です。二つ目は、サービス輸出の隆盛ですが、これは様々な業界において中小企業がリモート・ワークを自らの事業モデルに積極的に取り入れていることが背景にあります。市場の見通しですが、基本シナリオでは、2024年の普通選挙に向けて市場は政策の継続と多数派政権を織り込むと見ています。インド市場はファンダメンタルズ面の1)貿易条件の改善、柔軟なインフレ目標設定及び安定した証券投資以外の海外資金流入による堅調で安定したマクロ経済、2)新たな民間設備投資サイクルにけん引された利益成長、企業バランスシートのレバレッジ縮小及び裁量消費の構造的拡大、3)国内リスク資本の安定的供給、などによって引き続き下支えされるものと思われます。当ファンドでは、一人当たりのGDP増加による消費拡大、金融セクターの成長、政府によるインフラ投資の拡大、繊維や特殊化学製品の輸出の拡大及び西側諸国による中国からのサプライチェーン分散の動き、経済の多くの領域でのデジタル化進展の5点が今後のインド経済の成長を推進する要因となりうると見ています。

当ファンドでは、国内展開する優良企業を愛好しています。セクター別では、情報技術、資本財及び公益事業セクターの組入れを高位とする一方、一般消費財、金融及び生活必需品セクターの組入れを低位としています。

※「3. 市場の見通しおよび今後の運用方針」については、本資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。また将来について保証するものではありません。

委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第375号

一般社団法人投資信託協会会員/一般社団法人日本投資顧問業協会会員/日本証券業協会会員/

一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

投資信託説明書(交付目論見書)のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求ください。

※以下の表は原則基準日時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したものです。その正確性、完全性を保証するものではありません。

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第108号	○	○	○	○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第165号	○	○	○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金) 第10号	○		○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金) 第633号	○			

本資料は、当ファンドの理解を深めいただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見直し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みの際には、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標に運用を行います。

ファンドの特色

1 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、インド企業の株式に投資します。

投資信託証券を通じて、今後、高成長が期待されるインドの企業が発行する株式および株式関連証券に投資します。また、インドにおいて重要な事業展開を行うインド以外の企業の株式等にも投資する場合があります。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式による運用を行います。

当ファンドは、「BGF インディア・ファンド*1」および「ICS ブラックロック・ICS・USTレジャーリー・ファンド*2」に投資します。

「BGF インディア・ファンド*1」を主要投資対象ファンドとし、その組入比率を高位に保ちます。

*1 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ インディア・ファンド クラスI投資証券」です。

*2 正式名称は、「インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズplc ブラックロック・ICS・USTレジャーリー・ファンド エージェンシー・クラス投資証券」です。

※投資対象ファンドは、委託会社の判断により適宜見直しを行うことがあります。

<主要投資対象ファンドの概要>

ファンド名	BGF インディア・ファンド
形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(米ドル建て)
投資目的および投資態	当ファンドはトータルリターンを最大化を目指します。当ファンドは、純資産総額の70%以上をインドの株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる企業の株式を含みます。)に投資します。
設定日	2005年2月2日
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、ブラックロック(シンガポール)リミテッド (副投資顧問会社:ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド)

3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

4 決算は年1回、毎年12月10日に行い、配当等収益および売買益等から収益分配を行います。

※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。運用状況によっては、分配を行わない場合もあります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

■ インド株式投資のリスク

当ファンドは、主としてインドの企業の株式に投資します。したがって、インドの経済状況、株式市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 為替変動リスク

当ファンドの基準価額は円建てで表示されますが、円以外の外貨建資産に投資します。原則として、外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ カントリー・リスク

当ファンドは、主としてインドの企業の株式に投資します。インドなどのエマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

インドの証券取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売買益に対してキャピタル・ゲイン課税が適用されております。1年を超えない保有有価証券を売却した場合には、税負担により、基準価額に影響を与える場合があります。なお、将来税制は変更される可能性があります。

また、インドの株式には、銘柄により外国人機関投資家の保有比率の制限があります。したがって、外国人機関投資家の保有比率の状況によっては買付が制約される場合があります。

■ デリバティブ取引のリスク

当ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

[その他の留意点]

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

[流動性リスクに関する事項]

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク(流動性リスク)があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・ 経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
- ・ 投資対象とする特定の地域・国の政治・経済が不安定になり、その影響により投資対象とする資産の市場動向が不安定になった場合
- ・ 主要投資対象とするファンドの購入・換金に制限がかかった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

[収益分配金に関する留意点]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口以上1口単位
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目以降から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。
換金制限	大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込 受付不可日	主要投資対象ファンドの休業日(ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他の 受付不可日)に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金は受け ません。
購入・換金申込 受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、主要 投資対象ファンドの取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を 中止・取消しする場合があります。
信託期間	無期限(設定日:2005年12月13日)
繰上償還	当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者の ため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の 途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
決算日	12月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配 を行わない場合もあります。 分配金支払いコース:収益分配金は決算日から起算して5営業日以内にお支払いいたします。 分配金再投資コース:収益分配金は税引後、全額自動的に再投資されます。
信託金の限度額	信託金の限度額は、2,000億円とします。
公告	投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価 証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社 からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税 制度)の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		(各費用の詳細)	
購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価	
信託財産留保額	ありません。	—	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		(各費用の詳細)	
運用管理費用 (信託報酬)	【実質的な負担】 ファンドの実質的な運用管理費用(A+B)は、ファンドの純資産総額に対して年1.784%(税抜1.690%)程度となります。	—	
	(A) ファンドの純資産総額に対して年1.034%(税抜0.94%)の率を乗じて得た額 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	運用管理費用 の配分	(委託会社) 年0.055%(税抜0.05%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価
		(販売会社) 年0.935%(税抜0.85%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		(受託会社) 年0.044%(税抜0.04%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
(B) 主要投資対象ファンドの運用管理費用(投資対象ファンドから支払われます。) 年0.75%	—		
その他の費用・手数料	目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.11%(税抜0.10%)を上限として、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末、または信託終了のときファンドから支払うことができます。 ファンドの諸経費、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。 また、主要投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用等並びに副次的投資対象ファンドの報酬等が別途投資対象ファンドから支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドの諸経費:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 ●外貨建資産の保管費用:海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 	

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。